



経産省前テントひろばニュース 第56号 発行責任者 淵上 太郎  
テント設置 1413日 国内総用原炉停止 677日

## テント裁判 控訴審第二回 証人尋問!!

国が経産省前テントひろばに「撤去」「損害金」支払を求めたスラップ（恫喝）裁判の第2回弁論が7月21日の午後、東京高裁で行われた。弁護団は万全の準備で3名の証人尋問に臨んだ。テント裁判もいよいよ川内の再稼働阻止とともに正念場を迎えた。

12:15に東京地裁・高裁前に集合。川内原発敷前線の遠嶋春日見さん、第一回控訴審の証人黒田節子さん、亀屋幸子さんが発言され、一向で裁判所に向かってアピールの声をあげた。

13:30より102号法廷で、テント側証人の佐藤保氏、被告とされた正清太一、淵上太郎両氏に対して、テント側からの主尋問と国側からの反対尋問がおこなわれた。

### 佐藤保氏に対する尋問

佐藤氏は2013年3月14日の仮処分通告の時の状況を証言した。国・経産省は同年2月18日、秘密裏に東京地裁に占有移転禁止の仮処分を申請し、地裁側はこれを認めて3月14日早朝に突然執行官がテントに来て、その13-14日の泊り番だった佐藤さんに一方的に正清太一・淵上太郎両氏の名を債務者欄に記載した「公示書」提示していた。執行官作製の調書によれば、公示の際に執行官に対して佐藤さんが正清・淵上を「代表」「責任」と認めたように記述しており、国・経産省はこの調書を有力な証拠としている。しかし、通告現場でのやり取りを委しく述べる佐藤氏の証言から、調書そのものが、杜撰な、あらかじめ結論ありきの作文であることが具体的に明らかになった。佐藤氏への尋問は、国・経産省側の正清・淵上両氏の占有を特定する訴訟の不当性を明白にした。

### 正清太一氏に対する尋問

まず、正清氏がテントにかかわる前史として、九条改憲阻止の会で組織した救援活動をめぐる尋問から始まった。救援物資の往復運搬の体験が、福島の実感を伝えなければ、原発は絶対に止めなければ、という正清氏のやむにやまれぬ一念となった。救援者として入った正清氏の生々しい福島体験の陳述は、控訴審第1回の現地被災者である亀屋幸子さん黒田節子さんの証言と共振している。正清氏の陳述は、原発被害に直面した人それぞれの一念と一念とが次々に呼応して経産省包囲人間の鎖、さらにテントに結晶する経緯を述べて、テントを出現させ、存続せしめている熱源を確認するものとなった。

### 淵上太郎氏に対する尋問

淵上氏はテント設立の直接の当事者の一人として、まず、テント設置に及んだ背景にある、2011年9月11日当時の世相を俯瞰する。民主党政権から野田政権に移り、年内の原発事故収束宣言まで予告されて、いよいよ再稼働へのシフトが明らかになってきたこと。この危機感が経産省包囲人間の鎖となり、さらに、政府のやり方に異議申し立てをつきつけ続け、福島を忘れるな、反原発を意志する国民の存在を忘れるなど迫るための、やむにやまれぬ表現が(裏面へ)

テント設置となった。淵上氏の陳述から、まさにあの時、あの場所にテントが設置されねばならなかった必然性が了解された。

続いて、テントは歴史的にも外国においても認められている宿営型表現行動であることを例示し、テントが24時間途切れることなく存在していることによって、いつでも誰でもが集い、意見を交わせる。パブリックコメントの場が実現している。それは憲法で国民に保証されている表現の自由他に他ならず、よって裁判官および官僚はその実現を保障する責務がある!と、尋問される側の淵上氏の鋭い問いかけに、裁判長は深く頷いたように見えた。

16:40、裁判官が証人尋問終了を告げるやいなや、傍聴人たちは尋問の途中でTシャツ販売を金儲け呼ばわりした国側代理人に向けて猛然と抗議を表明し、騒然のうちに閉廷した。

3証言とも、一審では封殺された問題が、予定時間を超過して陳述された。一方、国・経産省側の反対尋問は、相も変わらず「代表」「占有」の言質ねだりに終始した。

テント裁判は控訴審に入ってより、国・経産省が設定したスラップ訴訟の次元を超越したようだ。これまでのテントの意義をあらためて認識するとともに、市民運動の可能性を考え、日本のこれからの民主主義の実現に向けた実践の場として、いまや極めて意義深い機会となっている。

この後、参議院議員会館講堂で報告会が開かれた。(以上、森 瑞枝さんの寄稿)

以下は、今回法廷で被告側提出の書証。

☆乙A45:2011年6月18日「海江田経産大臣談話・声明」(経産省 HP より)

☆乙A46:2011年9月23日の第66回国連総会における野田総理の演説(首相官邸 HP より)

☆乙B18:2015年7月19日東京新聞記事「内閣支持率急落 共同調査」(規制基準に適合したとされる原発の再稼働に、賛成 34.4%、反対 56.7%であること。)

☆乙C61:「原発いらぬ福島の人たち」による2011年10月27日の経産省交渉の写真。

☆乙C62:上記経産省交渉に提出された「原発即時廃止・子どもたちの健康に関する要請書」。

☆乙C68:書籍(小柴英二著「原発を止める人々」3・11から官邸前まで)文芸春秋社。

☆乙C69~76:経産省前テントひろば、沖縄、福岡、

石川、福井、大阪、鹿児島など全国各地でのテント活動を示す写真。

☆乙C77:1970年代の立川自衛隊監視テント材の活動を示す写真。

☆乙C78~82:「東日本大震災緊急支援市民会議」の活動記録および写真。

### 私が再稼働に反対する理由

#### 1 核と命は共存できない

核分裂で新たに造られる核物質は地球上の総ての命の敵。自然を破壊し核で地球を汚してはいけない

#### 2 「トイレなきマンション」未解決

十万年も放射能を持ち続ける使用済み核燃料の保管・管理の方法も場所も半世紀間も決められない

#### 3 原発は安全ではない

チェルノブイリ、JCO、福島第一原発事故が証明している

#### 4 原発は安くはない

イギリスでもドイツでも発電コストは15円/kw以上

#### 5 原発が無くても電気は足りている

既に650日以上私たちは原発稼働無しで悠々と生活している

#### 6 被爆労働を強いる

大きな事故が起こらなくても原発を稼働するためには被曝労働を人に強いる

#### 7 核兵器の為の原発保持はいやだ

原発は潜在的核兵器保有を目的に開発された。非核3原則に反する

#### 8 政治も官僚も信じられない

歴代政権も経産省もエネ庁も原発は「安全だ、安い、無いと電力が足りない」と嘘をついてきた。原発の推進行政も規制行政も信用できない

(K.M)

### 「経産省前テントひろば」

址 所: 〒100-0013 千代田区霞が関1-3-1

電話: 070-6473-1947

・郵便振替口座= 00160-3-267170

・口座名義= 経産省前テントひろば